

# 子どもの権利条約を学ぶ

## ～子どもの持つ力～

1994年「子どもの権利条約」が日本で批准され22年。  
今年児童福祉法が改正され、その第一条に子どもの権利が明記されました。

新潟市の「子どもの権利」はどうなっているのでしょうか？

長年新潟市で子どもの権利について活動している、子どもの権利条約にいがたの会の植木信一さんから、「子どもの権利条約」について、そして子どもの持つ力、市民の持つ力についてお話していただきます。



### 講師：植木 信一さん

新潟県立大学・子どもの権利条約にいがたの会

- 日時：平成28年10月22日(土)14:00～16:00
- 会場：アルザにいがた 4F 和室
- 参加費：無料
- 対象：どなたでも ※直接会場においでください。
- 問い合わせ先：CAP・にいがた 025-265-1617

主催：NPO法人 子ども・人権ネット

CAP・にいがた

〒951-8127 新潟市 中央区関屋下川原 2-18

025-265-1617

(TEL は火・水・木曜の13～17時、

FAX は24時間受け付けています)

<http://www7.ocn.ne.jp/~cap.n/>

